

●香川県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年6月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成22年3月31日	ほそだこどもクリニック	丸亀市今津町726番地5
平成22年3月31日	宮野病院	丸亀市中府町4丁目13番28号
平成22年3月31日	神原医院	三豊市山本町辻390番地2
平成22年3月31日	直島診療所	香川郡直島町1124番地29
平成22年3月31日	鈴木歯科クリニック	丸亀市飯山町川原1068番地5